

[事案 27-42] 入院給付金支払請求

・平成 27 年 11 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院の定義に該当しないとして支払対象外とされたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月に契約した医療保険について、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)「突発性難聴」と診断され、平成 26 年 9 月 13 日から 10 月 17 日まで入院し（入院①）、「带状疱疹」と診断され、同年 10 月 28 日から 11 月 19 日まで入院し（入院②）、給付金を請求したが全期間支払対象外となった。
- (2)いずれも医師の指示のもとで必要な入院をしたものであり、実際に入院により病状は改善している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①において行われた「生菜食療法、寒天断食、断食、温冷浴等」、入院②において行われた「五分粥、三分粥、寒天断食、断食、温冷浴等」は、当時の医学的知見に照らして、客観的に見て、何らかの治療効果があるものとは認められない。
- (2)したがって、いずれの療法についても自宅で行うことが困難であり、病院等に入り常に医師の管理下でなされるべきものとも言いがたいものであるので、入院①、入院②ともに、約款で規定する「疾病の治療を目的とする」ものにも該当せず、「入院」（「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること」）にも該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、申立人の入院の必要性・相当性を判断するため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。
- (2)申立人に対する医師の入院時の説明や入院に至る経緯、治療の内容等を把握するため、申立人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における入院給付金支払事由への該当が認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。